平成２５年（家）第７１０９４号
東京都東久留米市滝山６丁目２番13―107
申立人　芳賀　　晃
本籍東京都世田谷区上馬２丁目７番地、最後の住所東京都世田谷区上北沢１丁目28番17号世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日平成24年９月７日、出生の場所東京府東京市浅草区、出生年月日大正４年３月12日、職業無職
被相続人　亡　山内　いと
催告期間満了日　平成26年１月31日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１１０４号
東京都千代田区神田小川町３丁目28番７号昇龍館ビル601グローブ総合法律事務所
申立人　犀川　　治
本籍東京都北区豊島３丁目18番地２、最後の住所東京都北区豊島３丁目11番19号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日平成23年12月24日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和25年５月１日、職業デイサービス非常勤職員
被相続人　亡　倉木　一正
催告期間満了日　平成26年１月31日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第４２２２２号
横浜市中区相生町１丁目15番地　第２東商ビル５階
申立人　弁護士　福田　盛行
本籍長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3972番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内1255番地　上野方、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日推定平成24年10月20日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和14年11月28日、職業不詳
被相続人　亡　福島　健一
催告期間満了日　平成26年１月14日
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第８４８１号
石川県金沢市尾張町１丁目９番11号　尾張町レジデンス203号
申立人　越島　久彌
本籍富山県小矢部市中央町525番地、最後の住所石川県金沢市笠舞本町２丁目35番18号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成24年10月５日、出生の場所富山県西礪波郡石動町、出生年月日大正７年４月23日、職業無職
被相続人　亡　宮　　俊臣
催告期間満了日　平成26年１月10日
金沢家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１１６５８号
沖縄県浦添市港川１丁目28番３号
申立人　川平　　稔
本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄521番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町３丁目18番12号　徳磨建設寮
不在者　川平　　繁
昭和29年５月８日生
届出期間満了日　平成26年１月24日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第１２５号
兵庫県姫路市総社本町147番地
申立人　上南　利則
本籍徳島県名西郡神山町上分字名ケ平655番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　上南　武夫
明治40年６月26日生
届出期間満了日　平成26年１月30日
徳島家庭裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２２号
滋賀県米原市米原223番地
債務者　櫛村冨美榮
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日比野貴子
４　破産債権の届出期間　平成25年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月３日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７０号
山形市宮町２丁目13番７号
債務者　阿部　英美
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
函館市松風町１番20号
債務者　五十嵐シズエ
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７５号
函館市人見町４番19号
債務者　能渡　鮎子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
函館市富岡町３丁目13番15号
債務者　色木　　信
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤254番地85
債務者　星野　和夫
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５号
長崎県五島市木場町147番地３　白石アパート103号、住民票上の前住所長崎県五島市大荒町875番地４
債務者　西尾　悦子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第６２号
千葉県君津市北子安１丁目９番４―308号
債務者　今野　カツ
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１００号
岡山県倉敷市真備町妹2012番地
債務者　阿部　琢哉
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市西中新田268番地１　小野コーポ102
債務者　湯淺　直子
１　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係